

配置技術者の本人確認の実施について

令和4年5月2日

四日市市では、令和4年6月1日以降に公告・指名を行う建設工事および測量・建設コンサルタント等につきまして、配置技術者のなりすまし防止のため、本人確認を実施します。つきましては、下記のとおり、配置技術者の顔写真付きの公的機関が発行した証明書の写しの提出をお願いします。

記

《提出する書類》

- ◆配置技術者の顔写真付きの公的機関が発行した証明書（監理技術者証、運転免許証、技能講習終了証明書、パスポート等）の写し

《提出する時期及び提出先》

- ◆契約締結時に提出する「現場代理人・技術者選任（変更）通知書」と併せて調達契約課に提出してください。
- ◆やむを得ない事由により配置技術者を変更する場合につきましても、「現場代理人・技術者選任（変更）通知書」と併せて工事（業務）担当課に提出してください。

《適用日及び実施対象》

- ◆この取扱いは、令和4年6月1日以降に公告・指名を行う建設工事および測量・建設コンサルタント等に適用します。

《注意事項》

- ◆公的機関が発行した証明書の写しは顔写真が判別できるものを提出してください。
- ◆ご提出いただいた証明書の写しをもとに、監督職員が配置技術者の本人確認を行います。

《問い合わせ先》

- ◆四日市市役所 総務部 調達契約課
電話 (059) 354-8125